



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県御殿場市中畑1796番地の11

氏 名 株式会社 勝又商事

代表取締役 勝又 洋明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝 平太



許可の年月日 令和3年11月14日

許可の有効年月日 令和10年11月13日

1. 事業の範囲

事業の区分
産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）
、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

以上 12品目

事業の区分
産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を含む）

廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、金属くず（廃蛍光管及び廃乾電池に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
、汚泥（廃乾電池に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

以上 4品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別に記載のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

別に記載のとおり

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

積替え又は保管を行う場所の所在地

静岡県御殿場市中畑字飯塚1796番11



面 積 3.05㎡

産業廃棄物の種類

・廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（廃蛍光管に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

積替えのための保管上限 0.58㎡

積み上げることができる高さ 該当なし

積替え又は保管を行う場所の所在地

静岡県御殿場市中畑字飯塚1796番11

面 積 0.49㎡

産業廃棄物の種類

・金属くず（廃乾電池に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、汚泥（廃乾電池に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

積替えのための保管上限 0.03㎡

積み上げることができる高さ 該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年	2月18日	新規許可
平成19年	1月29日	更新許可
平成24年	3月21日	更新許可
平成29年	3月13日	更新許可
令和3年	12月23日	更新許可